

「平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案」について

平成20年1月
財 務 省

1．法律案の趣旨

本法律案は、平成20年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものである。

2．法律案に盛り込まれた措置の概要

平成20年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとする。

3．施行期日

平成20年4月1日